



# 令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	こどもの権利擁護課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	5	目	政策番号	4	施策番号	3
事業名称	母子生活支援施設運営事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	33,306	0	0	47,669	0	-14,363
令和6年度	30,941	0	0	47,657	0	-16,716
増▲減	2,365	0	0	12	0	2,353

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	28,430	29,011	33,354	33,354	33,354
	市債＋一般財源	-24,863	-24,111	-29,708	-29,708	-29,708
決算	事業費	28,603	29,481			
	市債＋一般財源	-19,038	-25,007			

事業概要 (アクティビティ)	児童福祉法23条に基づき、配偶者のいない18歳未満の子どもを養育している母子世帯又はこれに準ずる事業がある世帯を保護し、自立に向けた支援等を進めます。						
-------------------	---	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
入所世帯数	単位	目標	13	13	13	13	13	13	13
	世帯	実績	13	11	/	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	単位	目標							
		実績			/	/	/	/	/

事業目的	DV他、様々な事情から不安定な生活を強いられている母子世帯等を保護し、安全・安心な生活環境の中で自立のための援助を受けることで、社会復帰につなげていくための施設として運営します。
------	---

背景・課題	みどりハイム：昭和23年児童福祉法施行に伴い、児童福祉施設「子安母子寮」として運営を開始し、現施設において入所する母子世帯等を保護し、自立促進のための支援を行う。また、本市唯一の母子生活支援施設として、区や関係自治体との情報共有や、支援における連絡体制の構築により、外国籍や市外からの入所受け入れ等も実施する。 旧いそごハイム：跡利用事業等検討中
-------	--

根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第23条、第38条、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第34条～第41条、横浜市母子生活支援施設条例
------------	---

根拠・データ等	<b>【建物概要】</b> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%;">施設名</td> <td style="width: 25%;">所在地</td> <td style="width: 25%;">建築年度</td> <td style="width: 25%;">建物構造</td> <td style="width: 20%;">定員</td> </tr> <tr> <td>・みどりハイム</td> <td>緑区東本郷</td> <td>平成元年（築36年）</td> <td>R C造3階建</td> <td>20世帯</td> </tr> <tr> <td>・旧いそごハイム</td> <td>磯子区岡村</td> <td>昭和54年（築46年）</td> <td>R C造3階建</td> <td>なし</td> </tr> </table>	施設名	所在地	建築年度	建物構造	定員	・みどりハイム	緑区東本郷	平成元年（築36年）	R C造3階建	20世帯	・旧いそごハイム	磯子区岡村	昭和54年（築46年）	R C造3階建	なし
施設名	所在地	建築年度	建物構造	定員												
・みどりハイム	緑区東本郷	平成元年（築36年）	R C造3階建	20世帯												
・旧いそごハイム	磯子区岡村	昭和54年（築46年）	R C造3階建	なし												

事業スケジュール	
事業開始年度	昭和23年度

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	旧いそごハイム管理事業	1,027	1,827	▲800	事業進捗による減
	2	みどりハイム運営事業	32,279	29,114	3,165	会計年度職員の報酬改定による
細事業合計			33,306	30,941	2,365	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 真舘 裕子	係長 荒木 康太	岩崎 莉久
------------------------------------	-------------	-------------	-------

# 令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	三春学園	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	2					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	5	目	政策番号	4	施策番号	3
事業名称	児童養護施設運営費										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	284,113	0	0	222,325	0	61,788
令和6年度	272,351	0	0	230,218	0	42,133
増▲減	11,762	0	0	▲7,893	0	19,655

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	248,056	261,888	277,040	277,040	277,040
	市債+一般財源	26,823	42,013	54,739	54,739	54,739
決算	事業費	237,475	248,086			
	市債+一般財源	11,779	23,192			

事業概要 (アクティビティ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者のいない児童、虐待を受けた児童、その他環境上養護を要する児童を入所させ養護します。(乳児を除く)</li> <li>施設退所者に対し、必要に応じて相談等の自立援助を行います。</li> </ul>						
-------------------	--	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
在籍者数	単位	目標	60	60	57	54	57	57	57
	人	実績	48	47					
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
新規入所者数	単位	目標	12	12	12	12	12	12	12
	人	実績	7	5					

事業目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>児童一人ひとりが持っている力を最大限発揮できるように、心身ともに健康で安心して生活できる場を提供します。</li> <li>建築から30年以上が経過している施設について、児童居住環境の改善に取り組みます。</li> <li>施設退所児童の自立のためのアフターケアに引き続き取り組むとともに、里親支援・地域支援の取り組みを強化します。</li> </ol>
------	--

背景・課題	子どもたちを取り巻く環境の変化により、入所してくる子どもたちの抱えている問題も複雑化し、児童が平穏な生活をおくるために、施設や職員に求められる対応も多様化しています。加えて自立のための支援、退所後の相談等も複雑化しており、それらの問題に応える職員のスキルアップも課題となっています。
-------	---

根拠法令・方針決裁等	児童福祉法・児童福祉施設最低基準、次世代育成支援対策推進法・児童虐待の防止等に関する法律・横浜市児童養護施設条例、規則
------------	---

根拠・データ等	<p>【横浜市における児童虐待の対応状況】</p> <p>&lt;対応件数&gt; R4:12,977件、R5:14,035件</p> <p>【横浜市全体の月別入所状況(一時保護所)】</p> <p>&lt;延べ入所者数&gt; R3:64,294人、R4:66,845人、R5:64,687人</p> <p>&lt;1日の平均入所者数&gt; R3:176.1人、R4:183.3人、R5:177.2人</p> <p>&lt;入所率&gt; R3:106.1%、R4:103.4%、R5:100.1%</p>
---------	---

事業スケジュール	<p>【開園】昭和41年9月1日 【新園舎移転】平成2年4月28日(大舎3寮)</p> <p>【小舎増築】平成19年4月1日(大舎3寮、小舎1寮) 【小規模グループケア増設】平成24年4月1日(中舎3寮、小舎2寮) 【児童寮舎の居室を個室化に改修】平成26年度～平成28年度(A、B、Cブロックの各6居室のうち4居室を個室化) 【小規模グループケア増設】平成28年5月24日(小舎1寮) 【児童寮舎の居室を個室化に改修】令和2年度(A、Bブロックの各2居室)、令和3年度(Cブロックの各2居室) 【Vブロックの移転】令和6年度閉鎖→R7年度開設予定 【第三者評価受診】令和5年度 第三者評価実施</p>
----------	---

事業開始年度	開園:昭和41年9月1日
--------	--------------

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	施設管理運営費		207,325	186,342	20,983
2	施設事業費		76,788	86,009	▲9,221	入所見込み児童数の減
細事業合計			284,113	272,351	11,762	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 和賀 美穂	係長 金子 隆行	福山 路子
------------------------------------	-------------	-------------	-------

# 令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	向陽学園	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	3					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	5	目	政策番号	4	施策番号	3
事業名称	児童自立支援施設運営事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	167,813	0	0	131,952	0	35,861
令和6年度	145,415	0	0	131,883	0	13,532
増▲減	22,398	0	0	69	0	22,329

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	146,742	144,868
	市債＋一般財源	14,996	13,045
決算	事業費	126,194	121,885
	市債＋一般財源	22,428	4,706

令和8年度	令和9年度	令和10年度
145,415	145,415	145,415
13,532	13,532	13,532

事業概要 (アクティビティ)	法令に基づき、児童自立支援事業を実施します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
在籍児童数	単位	目標	最大在籍数30人	最大在籍数30人	最大在籍数30人	最大在籍数30人	最大在籍数30人	最大在籍数30人
	人	実績	最大在籍数22人	最大在籍数17人				
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
家庭復帰・措置変更児童数	単位	目標	家庭復帰等児童数10人	家庭復帰等児童数10人	家庭復帰等児童数10人	家庭復帰等児童数10人	家庭復帰等児童数10人	家庭復帰等児童数10人
	人	実績	家庭復帰等児童数11人	家庭復帰等児童数8人				
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援します。</li> <li>不良行為等様々な事情背景を持つ児童が、心身とも健やかに成長し、社会において自立して生活できるようになる効果を期待します。</li> </ul>							
背景・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>被虐待児童の増加及び児童養護施設等からの措置変更、一時保護所定員超過による児童の受け皿としての重要な役割を担っています。横浜市の児童虐待の対応件数は増加傾向が続いており、向陽学園に措置される児童の8割以上が被虐待児です。そうした被虐待児童に加え、発達障害により他者との関係性がうまく築けない児童、性被害・加害や暴力行為等で児童養護施設等他施設では受け入れ困難な児童、児童精神科への受診を要する児童を受け入れています。特に中卒時の進路先調整や家庭復帰に向けた調整がますます重要になっており、学園職員と分校教員の連携がこれまで以上に求められています。</li> <li>老朽化した児童寮の計画的な修繕と施設機能強化について</li> <li>現在の児童寮は、昭和55年の大規模改築以降は小破修繕のみ行ってきたため児童の生活環境が悪化しています。このため、家庭的養育により適した寮生活が送れるよう、小規模で個々の児童に対応できる生活空間が必要であり、新たなニーズに対応していくための機能強化が急務となっています。</li> </ul>							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第27条、第44条(昭和22年12月12日 法律第164号) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月28日 条例第50号) 横浜市児童自立支援施設条例(昭和33年10月 条例第23号) 横浜市児童自立支援施設規則(昭和33年12月 規則第74号)							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童数27人で積算(前年同人数)</li> <li>内訳：小学生2人、中学生24人、中卒児童1人</li> </ul>							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和31年9月：地方自治法一部改正により、政令指定都市に設置が義務付けられる。</li> <li>昭和34年1月：横浜市教護院条例施行</li> <li>平成10年4月：児童福祉法改正により、「教護院」から「児童自立支援施設」となり、入所対象児童について「非行児童」に加えて「生活指導を要する児童」が追加となる。</li> <li>平成23年4月：公教育の導入(横浜市立新井小学校桜坂分校及び横浜市立新井中学校桜坂分校を園内に開設)</li> <li>平成29年度：普通寮3寮、中卒児童寮1寮の体制となり現在に至る。</li> </ul>							
事業開始年度	昭和33年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
		1	児童自立支援施設運営事業	167,813	145,415

	細事業合計	167,813	145,415	22,398	
本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 坂 清隆	係長 福井 寛	山本 美香子		

# 令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	障害児福祉保健課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	4					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	5	目	政策番号	13	施策番号	3
事業名称	地域療育センター運営事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	4,040,577	41,457	19,854	109	0	3,979,157
令和6年度	4,140,418	161,734	25,272	100	0	3,953,312
増▲減	▲99,841	▲120,277	▲5,418	9	0	25,845

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	3,488,653	3,921,863	4,027,577	4,012,577	4,031,577
	市債＋一般財源	3,409,618	3,740,357	3,966,157	3,951,157	3,970,157
決算	事業費	0	0			
	市債＋一般財源	0	0			

事業概要 (アクティビティ)	方面別に市内8箇所に設置する地域療育センター等において、0歳から小学校期までの、障害のある又はその可能性のある児童を対象に、療育に関する「相談」、「診断・評価」、「集団療育」等を行います。 また、地域の保育所・幼稚園・小学校等を対象に、巡回訪問等による療育に関する技術的支援を行うなど、地域支援を実施します。								
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
保育所等への巡回訪問回数	単位	目標	1580	1980	2100	2625	2800	2975	3150
	回	実績	2092	2496					
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
「ひろば事業」の保護者アンケートによる満足度	単位	目標	—	98	98	98	98	98	
	%	実績	—						
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある又はその可能性のあるお子さんが、個々の特性に応じて健やかに成長し、充実した生活を送ることができるよう支援するとともに、保護者の不安や心配事の解消・軽減につながるよう支援します。</li> <li>地域の障害児支援の拠点として、保護者や関係機関からの相談に対応します。</li> <li>医療や福祉の専門スタッフが障害像を正しく把握し、保護者の理解のもと、適切な支援計画を策定します。</li> <li>年齢や障害に応じてお子さんの発達を促すことができるよう、児童発達支援センター児童発達支援事業所において集団療育等を行います(未就学児のみ)。</li> <li>理学療法や作業療法等が必要なお子さんを対象に、専門スタッフによる指導・訓練を実施します。</li> <li>障害児等を受け入れている地域の保育所や幼稚園、小学校でこどもの特性に応じた適切な支援ができるよう、技術的支援を行う巡回訪問等による支援を実施します。</li> </ul>								
背景・課題	近年、軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児は増加しています。また、個々のニーズは多様化しており、それに適した療育を受けられるよう体制を強化する必要があります。さらに、地域療育センターを中心とした、障害児への支援に係る関係機関との連携が求められています。								
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、横浜市地域療育センター条例、同施行規則、同運営要綱、「障害児地域総合通園施設構想(昭和59年4月)」								
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規利用申込数(未就学児・学齢児)</li> <li>&lt;実績推移&gt; 2年度4,791人、3年度5,898人、4年度5,945人、5年度5,521人、6年度5,945人(見込)</li> <li>児童発達支援利用児数 ※5/1時点(未就学児)</li> <li>&lt;実績推移&gt; 2年度919人、3年度943人、4年度997人、5年度959人、6年度997人(見込)</li> <li>診療件数(未就学児・学齢児)</li> <li>&lt;実績推移&gt; 2年度78,436件、3年度84,894件、4年度83,195件、5年度88,794件、6年度84,000件(見込)</li> </ul>								
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和60年度：事業開始(南部地域療育センター開設)</li> <li>平成19年度：学校支援事業開始</li> <li>平成22年度：南部及び北部センターに児童発達支援事業所開設(以降、平成25年度までに全センター開設完了)</li> <li>平成25年度：よこはま港南地域療育センター開設(地域療育センター整備完了※市内8か所)</li> <li>令和5年度：北部、西部及び東部地域療育センターにて初期支援実施、他6センターで令和6年度事業開始に向けた準備</li> <li>令和6年度：南部、戸塚、中部、あおば、港南及びびりハセンターにて初期支援実施</li> </ul>								
事業開始年度	昭和60年度								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
		1	よこはま港南地域療育センター運営事業	420,025	421,749
2	戸塚地域療育センター運営事業	506,587	532,877	▲26,290	利用料金収入の増による減
3	総合リハビリテーションセンター児童発達支援事業	150,374	147,192	3,182	法人内の人事異動による人件費の増
4	北部地域療育センター運営事業	508,197	514,892	▲6,695	巡回訪問の拡充等による増
5	東部地域療育センター運営事業	557,747	568,444	▲10,697	利用料金収入の増による減

細事業(事業内訳)	6	西部地域療育センター運営事業	499,706	517,900	▲18,194	利用料金収入の増による減
	7	南部地域療育センター運営事業	505,928	492,447	13,481	電子カルテシステムの導入等による増
	8	中部地域療育センター運営事業	518,844	523,583	▲4,739	利用料金収入の増による減
	9	地域療育センターあおば運営事業	373,169	421,334	▲48,165	利用料金収入の増による減
	細事業合計		4,040,577	4,140,418	▲99,841	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	係長	池田 隆介
	高島 友子	枇榔 直子	